

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部総務委員会規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：令和4年4月1日付で研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センターを新設することに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 研究科長・学部長（以下「研究科長」という。）</p> <p>(2) 副研究科長・副学部長（以下「副研究科長」という。）</p> <p>(3) 専攻長及び系長</p> <p>(4) 専攻（広域科学専攻を除く。）及び系から選出された教員 各1名</p> <p>(5) グローバル地域研究機構長</p> <p>(6) 国際環境学教育機構長（機構長が教授会構成員でない場合には、教授会構成員である副機構長）</p> <p>(7) 国際日本研究教育機構長（機構長が教授会構成員でない場合には、教授会構成員である副機構長）</p> <p>(8) 教養教育高度化機構長</p> <p>(9) 先進科学研究機構長</p> <p><u>(10)</u> 駒場図書館長及び総合文化研究科図書館長</p> <p><u>(11)</u> 委員会が必要と認める各種委員会の委員長</p> <p><u>(12)</u> その他委員会が必要と認める者 若干名</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 研究科長・学部長（以下「研究科長」という。）</p> <p>(2) 副研究科長・副学部長（以下「副研究科長」という。）</p> <p>(3) 専攻長及び系長</p> <p>(4) 専攻（広域科学専攻を除く。）及び系から選出された教員 各1名</p> <p>(5) グローバル地域研究機構長</p> <p>(6) 国際環境学教育機構長（機構長が教授会構成員でない場合には、教授会構成員である副機構長）</p> <p>(7) 国際日本研究教育機構長（機構長が教授会構成員でない場合には、教授会構成員である副機構長）</p> <p>(8) 教養教育高度化機構長</p> <p>(9) 先進科学研究機構長</p> <p><u>(10)</u> 駒場アカデミック・ライティング・センター長</p> <p><u>(11)</u> 駒場図書館長及び総合文化研究科図書館長</p> <p><u>(12)</u> 委員会が必要と認める各種委員会の委員長</p> <p><u>(13)</u> その他委員会が必要と認める者 若干名</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。